

---

(仮称) 三浦バイオマスセンター施設の  
整備・運営事業  
事業契約書 (案)

---

平成 18 年 11 月

三浦地域資源ユーズ株式会社

この契約条項は、(仮称)三浦バイオマスセンター施設の整備・運営事業(以下「本事業」という。)に関する基本的事項について定めるため、三浦地域資源ユーズ株式会社(以下「甲」という。)と選定事業者〇〇〇〇〇〇(以下「乙」という。)との間で締結される事業契約(以下「本件契約」という。)の一部を構成する。

甲と乙は、本件契約とともに、募集要項等(それぞれ以下に定義する。)並びに募集要項等に従い作成された事業者提案書に定める事項が適用されることを確認する。

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 本契約は、甲及び乙が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 本契約において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1)「募集要項」とは、甲が平成18年11月9日付で公表した「(仮称)三浦バイオマスセンター施設の整備・運営事業 募集要項」をいう。
- (2)「様式集」とは、甲が平成18年11月9日付で公表した「(仮称)三浦バイオマスセンター施設の整備・運営事業 様式集」をいう。
- (3)「要求水準書」とは、甲が平成18年11月9日付で公表した「(仮称)三浦バイオマスセンター施設の整備・運営事業 要求水準書」をいう。
- (4)「事業者選定基準」とは、甲が平成18年11月9日付で公表した「(仮称)三浦バイオマスセンター施設の整備・運営事業 事業者選定基準」をいう。
- (5)「基本協定書(案)」とは、甲が平成18年11月9日付で公表した「(仮称)三浦バイオマスセンター施設の整備・運営事業 基本協定書(案)」をいう。
- (6)「事業契約書(案)」とは、甲が平成18年11月9日付で公表した「(仮称)三浦バイオマスセンター施設の整備・運営事業 事業契約書(案)」をいう。
- (7)「実施要領」とは、甲が平成18年11月9日付で公表した「(仮称)三浦バイオマスセンター施設の整備・運営事業 実施要領(変更)」をいう。
- (8)「募集要項に対する質問及び回答書」とは、募集要項の公表後に受け付けられた質問及びこれに対する甲の回答を記載した書面をいう。
- (9)「募集要項等」とは、募集要項、様式集、要求水準書、事業者選定基準、基本協定書(案)、事業契約書(案)、実施要領、募集要項に対する質問及び回答書並びにこれらに付帯して公表した資料を総称していう。
- (10)「事業者提案」とは、募集要項等に基づき乙が平成18年12月25日から平成19年1月10日までの間に提出した本事業の実施に係る提案書類一式をいう。
- (11)「基本協定」とは、甲及び乙の間で平成19年2月●日に締結された基本協定書をいう。
- (12)「本業務」とは、施設整備業務及び維持管理・運営業務を総称する。なお、甲が承諾する場合を除き、計画区域において乙は、本業務以外の業務を行うことはできない。

- (13)「本件工事」とは、本事業に関し甲が承認する実施設計図書に従った本施設の建設工事をいう。
- (14)「本施設」とは、本契約、募集要項等及び事業提案書に基づき乙が工事区域に建設し、処理対象物を処理するための施設、設備及び備品等の全てをいう。
- (15)「施設整備業務」とは、本事業に関する以下の業務をいう。
- ア 施設整備に係る土地造成、進入出路の設計・施工
  - イ 機械設備の設計・施工
  - ウ 建築物等の設計・施工
  - エ 発電設備に係る申請手続き
  - オ 工事区域の清掃及び除草
  - カ 生活環境影響調査
  - キ 工事区域の安全確保等と住民合意の取得
  - ク その他施設整備に関わる行政手続
  - ケ その他本事業を実施するうえで必要な業務
- (16)「維持管理・運營業務」とは、本事業に関する以下の業務をいう。
- ア 処理対象物の受入れ及び処理
  - イ 副生成物等の有効利用又は最終処分
  - ウ 環境保全の管理
  - エ 本施設の維持管理
  - オ 本施設の警備
  - カ 計画区域の清掃及び除草
  - キ 施設見学者への対応
  - ク その他本事業を実施するうえで必要な業務
- (17)「廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条で規定される一般廃棄物及び産業廃棄物をいう。
- (18)「処理対象物」とは、要求水準書に示されている本施設で処理されるバイオマス資源をいう。
- (19)「処理不適物」とは、本施設において処理を行うことが困難又は不相当と判断される廃棄物をいう。
- (20)「副生成物」とは、本施設での処理に伴い発生するメタンガス及び堆肥等をいう。
- (21)「有効利用」とは、本施設より生じる副生成物を原材料又は燃料として再利用することをいう。
- (22)「計画区域」とは、募集要項等の「資料－1 計画区域図」で特定された土地をいう。
- (23)「工事区域」とは、本施設を整備するために必要な土地であって、募集要項等の「資料－1 計画区域図」で特定された土地をいう。
- (24)「事業期間」とは、本契約の締結日から平成37年3月31日までの期間をいう。
- (25)「建設期間」とは、本件工事に着手した日（以下「工事開始日」という。）から運営開始日前日までをいう。
- (26)「運営期間」とは、乙が本施設の運営及び維持管理に係る業務を行う期間で、運営開始日から平成37年3月31日までをいう。
- (27)「運営開始日」とは、本施設の運営及び維持管理に係る業務が開始される日をいう。
- (28)「運営開始予定日」とは、平成22年4月1日又は甲・乙の合意により変更された場合には、その変更後の日をいう。

- (29)「工事完工日」とは、第 27 条第 1 項に基づき甲から乙に本施設の完工確認書が発行された日をいう。
- (30)「工事工程表」とは、施工計画書（別紙 2）に定めた工事工程表で、甲の確認を得たものをいう。
- (31)「運営・維持管理マニュアル」とは、第 28 条に基づいて作成されるマニュアルをいう。
- (32)「年間維持管理計画書」とは、第 40 条に基づいて作成される計画書をいう。
- (33)「事業年度」とは、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。
- (34)「周辺住民」とは、計画区域周辺の甲が定める地域に居住する住民をいう。
- (35)「生活環境影響調査」とは、廃棄物処理法第 8 条第 3 項に規定する一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響に関する調査をいう。
- (36)「施工計画書」とは、別紙 2 に定める施工計画書で、甲の確認を得たものをいう。
- (37)「設計図書」とは、別紙 1 に定める実施設計図書で、甲の確認を得たものをいう。
- (38)「第三者」とは、甲及び乙以外をいう。
- (39)「提案金額」とは、乙が募集要項等に従い、甲に提出した事業提案書に提示した建設工事費用及び運営その他に関する費用をいう。
- (40)「サービス対価」とは、本業務遂行の対価として、甲が乙に対して支払う費用をいう。
- (41)「不可抗力」とは、甲及び乙のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味し、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、騒乱、暴動、第三者の行為（許認可を含む。）その他自然的又は人為的な現象のうち通常の見込まれる範囲外のもの（募集要項等及び設計図書で定められた水準を超えたものに限る。）をいう。但し、法令等の変更は「不可抗力」に含まれない。
- (42)「法令等」とは、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断並びにその他公的機関の定める全ての規定、判断、措置等を指す。従って、「法令等の変更」とは、「法令等」が制定又は改廃されることをいう。

（地域再生法の趣旨の尊重）

第 3 条 甲及び乙は、本事業が地域再生法（平成 17 年法律 24 号）に基づく認定された三浦市地域再生計画の事業の実現を図り、三浦市の地域経済の活性化及び雇用の創出に寄与すること理解し、その趣旨を尊重する。

（本業務の遂行）

第 4 条 乙は、本業務を本契約、募集要項等及び事業提案書に従って遂行しなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第 5 条 甲及び乙は、事前に相手方の書面による承諾を得た場合を除き、本契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供することができない。

（許認可、届出等）

第 6 条 乙は、本契約上の義務を履行するために必要とされる許認可及び届出（以下「許認可等」という。）について、許認可を申請し、これを受け、又は届出を行い、これを維持する。但し、甲が取得、維持する許認可及び甲が提出すべき届出は除く。許認可等には、甲が取得することを定めない本施設の設計、施工、運営及び維持管理に必要な特許権等の実施権の取得も含まれる。

- 2 乙は、甲が一般廃棄物処理を行うために必要な許可・維持のために、協力しなければならない。
- 3 乙は、市及び甲が行う諸手続のために必要な協力を行わなければならない。

## 第2章 設計及び建設

### 第1節 総則

#### (事前調査)

第7条 乙は、自らの責任及び負担において、本件工事のために必要な測量、地質調査等（以下「各種調査等」という。）を行う。なお、乙は、各種調査等を行う場合には、事前に甲に連絡する。

- 2 本施設の計画区域に土壤汚染、地質障害、地中障害物等が存在することが発覚するなど、乙が本契約に従って本件工事を遂行することを妨げる事由が判明した場合、これらの障害を除去するために必要な追加費用の負担については、甲と乙が協議して定める。ただし、甲は、あらかじめ乙に本施設の計画区域についての情報として提示した資料から合理的に想定できなかった場合、これらの障害を除去するための追加費用は、甲が負担する。なお、当該費用が国・県等からの交付金・補助金等の対象とならない場合は、甲・乙協議するものとする。
- 3 募集要項等で甲が計画区域について提示した資料に誤りがあった場合、当該誤りに直接起因して発生した追加費用は、甲が負担する。ただし、当該費用が国・県等からの交付金・補助金等の対象とならない場合は、甲・乙協議するものとする。

#### (第三者への委任等)

第8条 乙は、本施設を建設するに当たり、事前に甲に通知し、その承諾を得た場合に限り、本件工事に係る各種調査等又は本施設の設計若しくは施工の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。

- 2 乙は、前項の規定により第三者へ委任し、又は請け負わせた場合において、当該各種調査等又は本施設の設計若しくは施工について当該第三者が再委任し、または下請負人を使用するときは、甲に対して事前にその旨を通知しなければならない。
- 3 前2項の規定に基づく委任、再委任、請負及び下請負人の使用は、全て乙の責任において行い、これらの者の責に帰すべき事由は、当然に乙の責に帰すべき事由とみなす。
- 4 乙は、委任、再委任、請負及び下請負人を変更する場合、前3項の規定に従う。

#### (建設工事中において第三者に生じた損害)

第9条 乙は、本件工事の施工について乙の責に帰すべき事由により第三者に損害が生じたときは、当該損害を賠償しなければならない。但し、甲の責めに帰すべき事由により生じた損害については、甲が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、本件工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気等の理由により第三者に損害が生じたときは、甲・乙協議して対応を図る。但し、本件工事の施工につき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じた損害については、乙が負担する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、本件工事の施工に関し、不可抗力により第三者に損害が生じたとは、第67条の規定に従う。

(インフラ設備の確保)

第10条乙は、自らの責任と費用において、募集要項等に従い本施設の建設を行うために必要な計画区域への進入路及び電力、上水、電話の確保を行う。排水については、募集要項等に従い、乙が自らの責任と費用において、本施設の一部として排水処理設備を整備する。

## 第2節 設 計

(本施設の設計)

第11条 乙は、本契約締結後速やかに、本契約、募集要項等、事業提案書及び本契約締結に至るまでの説明・提案書類に基づき、自己の裁量及び責任において、本施設の設計を行い、第14条に規定する書類を提出する。

2 乙は、前項の設計に当たっては、関係法令等を遵守しなければならない。

3 乙は、本施設の設計に関する全ての責任（設計上の誤り及び乙の都合による設計変更から生じる増加費用の負担を含む。）を負担する。

4 甲は、必要があると認める場合、乙に対して、設計の進捗状況の報告書、設計図書等の提出を求めることができ、乙は、この求めに応じなければならない。

(設計条件の変更)

第12条 乙は、事前の甲との協議において合意を得た場合を除き、募集要項等に記載された本施設の設計条件の変更を行うことはできない。

2 甲は、必要があると認める場合は、本施設について募集要項等に記載した設計条件の変更を乙に求めることができる。この場合、甲は、設計条件の変更について、乙と協議する。

3 乙は、前2項の規定により設計条件の変更が行われた場合、変更された設計条件に従い本施設の設計を行う。

(設計の変更)

第13条 乙は、前条第3項の規定により、設計の変更が必要な場合には、設計図書の変更を行う。

2 甲は、前項に規定する場合を除き、必要があると認めるときは、書面により設計の変更を乙に求めることができる。

3 前2項に規定する場合において、当該設計の変更が乙の責めに帰さない事由に基づくものと認められるときは、本施設の設計費、施工費の増加額及びその他追加費用（本事業の資金調達に関して乙が負担することとなる合理的な範囲の金融費用を含む。）について、また維持管理・運營業務に関連して追加費用が生じるときには、その費用（本事業の資金調達に関して乙が負担することとなる合理的な範囲の金融費用を含む。）について、甲が負担する。但し、甲の設計変更が、乙の作成した実施設計図書（別紙1）の不備又は瑕疵による場合には、乙がその費用を負担し、当該設計変更が、不可抗力又は法令変更による場合には、第8章又は第9章の規定に従う。

4 甲及び乙は、第1項又は第2項の規定による設計の変更に関し協議を行う場合、工期の変更の要否、運営開始予定日の変更の有無及びその他関連する事項について決定する。

(書類の提出)

第14条 乙は、甲との協議により定める日までに本施設の建設について設計を完了させ、実施設計図書（別紙1）を甲に提出し、確認を得なければならない。

2 甲は、前項の規定に基づき提出された書類に事業提案書に反する記載を含むと認められる場合、関係法令等において要求される事項を満たさないと認められる場合又はその他不適切な内

容を含むと認められる場合には、提出から 14 日以内に乙に対してその旨を通知しなければならない。

3 前項の場合において、乙は、甲に協議を申し入れることができる。

4 乙は、第 2 項に規定する通知を受けたときは、自らの責任及び費用負担において実施設計図書を変更し、再度、甲の確認を受けなければならない。

### 第 3 節 建設

(本件工事の開始要件)

第 15 条 本件工事の開始に当たっては、次に掲げる要件が全て満たされていなければならない。

(1) 周辺住民の本事業に関する合意が、得られていること。なお、周辺住民の合意の取得が遅れた場合、乙は遅延した日数につき工事の開始を遅延できる。

(2) 本施設の建設を開始するために必要な許認可が、乙の責任において取得されていること。但し、甲が取得すべき許認可並びに甲が提出すべき届出は、甲の責任において取得、提出する。

(3) 乙は、工事の施工開始前において、施工計画書（別紙 2）を甲に提出し、その確認を受けるものとする。

(本施設の建設)

第 16 条 乙は、本契約、募集要項等及び事業提案書並びに設計図書に従い、本件工事を施工する。

2 乙は、本施設を完成するために必要な全ての手段について、自らの責任において定める。

4 甲が必要と判断した時は、乙は本件工事の工事工程会議に甲が指定する者を出席させなければならない。

(生活環境影響調査)

第 17 条 乙は、甲と乙とが別途合意する日までに生活環境影響調査報告書を作成して甲に提出する。

(周辺住民への対応)

第 18 条 乙は、本件工事の開始に当たり、工事内容、工事スケジュール等の説明など本件工事及び維持管理・運營業務に関する周辺住民への対応に係る一切の業務を自らの責任と費用負担において実施する。但し、かかる対応につき、甲は必要に応じ協力する。

(工期又は工程の変更)

第 19 条 甲及び乙は、工期及び工程の変更若しくはその遅延又はそれらのおそれが明らかになった場合、その理由の如何を問わず、その旨を相手方に報告する。

2 甲及び乙は、前項に規定する場合、運営開始予定日の前日までに本施設が完工できるような方策について協議する。

3 次に掲げる事由の発生を理由として、工事工程表に記載された工事工程に遅延が生じる場合には、甲及び乙の合意により、工事工程及び運営開始予定日を合理的な範囲で変更することができる。但し、乙の責めに帰すべき事由により工事工程に遅延が生じた場合には、運営開始予定日の変更は行わない。

(1) 不可抗力の発生

(2) 甲による工事中断命令及び乙による工事続行の留保

(3) 法令等の変更

(4) その他本契約中において特に定める事由

(5) 前各号に定めるもののほか甲及び乙が工事工程の変更の必要があると認めた場合

(工事の中断)

第 20 条 甲は、次に掲げる場合に、乙に対して工事の中断を命ずることができる。乙は、中断命令の解除があるまで工事を中断する。

(1) 乙の本件工事の実施が本契約、設計図書又は法令等に反している場合

(2) 甲が本件工事の保安上又は周辺住民の健康若しくは周辺地域の環境保全上必要であると認めた場合

(3) 前 2 号の規定に定めるもののほか、乙の本件工事を中止すべき緊急の事由が生じた場合

2 乙は、自らの責めに帰さない事由により工事中断命令がなされている場合、中断の原因たる事由が消滅したときは、甲に対し工事中断命令の解除を求めることができ、当該中断により生じる工事工程、完工予定日、運営開始予定日及びサービス対価の変更を行うよう甲に求めることができる。

(工期又は工程の変更による費用等の負担)

第 21 条 甲は、自らの責めに帰すべき事由により、工事工程に遅延が生じた場合は、その遅延に直接起因して工事完工日までに乙が負担した増加費用を、乙に支払う。

2 乙は、自らの責めに帰すべき事由により、工事完工日が運営開始予定日より遅れた場合は、その遅延に起因して工事完工日までに甲が負担した増加費用につき、遅延日数に応じ年 8.25% の割合で計算した違約金を、甲に支払う。この場合の計算方法は、年 365 日の日割計算とする。

3 不可抗力により工事完工日が運営開始予定日より遅れた場合の増加費用の負担については、第 67 条の規定に従う。

(試運転及び性能試験)

第 22 条 試運転は、要求水準書の定めに従い、次に定める要領により行う。

(1) 乙は、本施設のうち試運転（無負荷運転を含む。）を行うに足る施設が完成した時点で、甲にその旨通知する。

(2) 乙は、試運転及び性能試験の要領を記載した試運転計画書及び性能試験計画書を作成し、甲の確認を受けた上で、自らの費用負担により試運転計画書に従い、本施設のプラント部分の試運転を開始する。試運転の期間は、次項に規定する性能試験を含め、別に定める。

(3) 前号の試運転計画及び性能試験計画書は、募集要項等で必要とされている要件を満たすものでなければならない。

(4) 試運転期間中、試運転に必要な処理対象物は、甲の責任において供給され、施設用地内の所定の位置まで搬入される。

(5) 試運転期間中、プラント部分について故障、不具合等が発生した場合、乙は自らの責任及び費用負担によりその故障、不具合等の改善を行う。なお、かかる故障、不具合等により試運転の継続に支障が生じた場合には、乙は設備の緊急停止を行った上で甲に連絡し、その対応を協議する。

(6) 乙は、試運転開始後、プラント部分の稼動が安定し、性能試験を行うに十分な状態を達成したときは、その旨を甲に通知する。

(7) 甲は、自らの費用負担により試運転に立ち会うことができる。また、甲は、独自の判断に基づき、試運転結果の評価を行うために、本施設に関する専門的な見識を有する有識者等を試運転に立ち合わせることができる。この場合、甲は、乙に事前にその旨を通知する。

(8) 試運転中の副生成物及び処理不適物は、乙自ら有効利用し又は最終処分場に搬入しなければ



ならない。

(9) 乙は、前号に基づく有効利用又は最終処分終了後、その結果について甲に報告を行う。

(10) 乙は、試運転終了後、甲に試運転報告書を提出する。

2 性能試験は、要求水準書の定めに従い、次に定める要領により行う。

(1) 乙は、前項第6号の規定による通知を行った後、自らの費用負担により、性能試験計画書に従って、本施設のプラント部分の性能試験を行う。

(2) 性能試験期間中、運転に必要な処理対象物は、甲の責任において供給され、施設用地内の所定の位置まで搬入される。

(3) 甲は、自らの費用負担により性能試験に立ち会うことができる。また、甲は、独自の判断に基づき、性能試験結果の評価を行うために、本施設に関する専門的な見識を有する有識者等を試運転に立ち合わせることができる。この場合、甲は、乙に事前にその旨を通知する。

(4) 性能試験実施時の環境測定は、乙の費用負担とし、法的資格を有する第三者機関に依頼して実施する。但し、特殊な事項の計測及び分析については、他の適切な機関に依頼することができる。

(5) 乙は、性能試験の結果が募集要項等及び事業提案書に記載されている性能保証事項(以下「性能要件」という。)のいずれかを満たしていない場合、本項第7号に規定する甲が本契約を終了する権利を行使したときを除き、自らの責任と費用において、必要な修補、改良、追加工事等を行い、性能要件の全てを充足させなければならない。但し、乙の責めに帰さない事由により、性能試験の結果が性能要件を満足しなかった場合は、乙は甲に対して協議を申し入れることができる。

(6) 乙は、前号に規定する修補、改良、追加工事等の作業が終了した場合、甲にその旨を通知し、前項及び本項の規定に従って再び試運転及び性能試験を行い、以後、性能試験結果が性能要件を全て充足するまで同様の手続を繰り返す。但し、乙の責めに帰さない事由により、性能試験の結果が性能要件を満足しなかった場合は、乙は甲に協議を申し入れることができる。

(7) 性能試験の結果が性能要件を満足しなかった場合で、修補、改良、追加工事等に要する期間が180日以上又は甲が客観的に許容できない長期間であると合理的に判断したときは、甲は乙と協議を行い、当該協議において、その原因が乙の責めに帰すべき事由であると確認された場合、契約を終了することができる。

(11) 性能試験の最終的な測定結果が得られ、甲と乙の協議により本施設が性能要件を満たしていると判断した場合、合格とする。

(12) 乙は、性能試験終了後、性能試験の条件、試験方法及び試験結果等を記載した報告書を甲に提出する。

#### 第4節 建設工事確認

(甲による説明要求及び建設現場立会い等)

第23条 甲は、乙に対する事前の通知により、本施設が設計図書に従い建設されていることを把握するため、本施設の建設状況その他について、乙に説明を求め、又は計画区域内に立ち入り建設状況を自らの費用で立会いの上、把握することができる。

2 乙は、甲が前項に規定する建設状況その他についての説明及び立会いを実施する場合、最大限の協力を行うものとし、甲に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行う。

3 乙は、本施設の建設の進捗状況に関し、甲に報告する。

(中間確認)

第 24 条 甲は、本施設が設計図書に従い建設されていることを確認するために、工期中、必要な事項に関する中間確認を自らの費用で実施することができる。この場合、その内容について、事前に甲と乙の間で協議を行う。

2 甲は、中間確認の結果、建設状況が本契約、設計図書及び本契約締結に至るまでの説明、提案書類の内容に客観的に相違があると合理的に判断した場合、乙に対してその是正を求めるものとし、乙は自らの責任及び費用負担においてこれに従わなければならない。

第 5 節 完工確認

(完成検査)

第 25 条 乙は、自らの責任と費用において、本施設が設計図書に従い建設されているかどうか確認することを目的として、性能試験終了後速やかに、本件工事の完工検査並びに設備及び備品の検査（以下「完成検査」という。）を行う。

2 備品の検査は、乙が自らの責任と費用において作成する備品リストと設置された備品を照合して行う。

3 乙は、本施設の完成検査の日程を事前に甲に対して通知する。

4 甲は、乙が第 1 項及び第 2 項の規定に従い行う完成検査へ自らの費用で立ち会うことができる。

5 乙は、完成検査の終了後、検査を受けた備品について備品台帳に記入する。

6 乙は、完成検査に対する甲の立会いの有無を問わず、甲に対して完成検査の結果を検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告しなければならない。

(本施設等の完工確認)

第 26 条 甲は、乙から前条第 6 項に規定する報告を受けた場合、本施設について、実施設計図書（別紙 1）に従った建設工事が行われていること及び備品リストに記載された備品が整備されていることを確認するため、報告を受けた日から 14 日以内に完工確認を行う。

2 甲は、完工確認の検査事項及び方法について、事前に乙と協議する。

3 乙は、甲が行う完工確認の実施に協力する。

4 甲は、完工確認の結果、本施設の状況が、本契約、募集要項等、事業提案書又は実施設計図書（別紙 1）の内容に相違があると合理的に確認した場合、乙に対してその是正を求めることができ、乙は、自らの責任及び費用負担においてこれに従わなければならない。この場合、乙は、甲に協議を申し入れることができる。但し、本条における実施設計図書（別紙 1）については、甲及び乙の打ち合わせ結果を含む。

(完工確認書の発行)

第 27 条 甲は、次に掲げる要件を全て満たしていることを確認した日から 7 日以内に、乙に対して完工確認書の発行を行う。

(1) 第 22 条第 2 項に規定する性能試験の合格並びに第 25 条及び第 26 条の規定に基づく確認を実施し、本施設が、実施設計図書（別紙 1）に従い建設されていること。

(2) 本契約、募集要項等及び事業提案書に従い本施設の運営が可能であること。

(3) 乙が、第 65 条第 2 項に規定する保険証券の写しを完成図書（別紙 3）とともに甲に提出したこと。

2 乙は、前項に規定する甲の完工確認書の受領及び第 29 条第 2 項に基づく確認をもって、本施

設の運営を開始することができる。

### 第3章 運営及び維持管理

#### 第1節 総則

(運営・維持管理マニュアルの確認)

第28条 乙は、本施設の運営開始予定日の60日前までに、要求水準書に基づき、本施設の運営及び維持管理に関するマニュアル（以下「運営・維持管理マニュアル」という。）を作成し、甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定に基づき提出された運営・維持管理マニュアルにおいて要求水準書に反する記載があると認められる場合又は関係法令等で満たすべき事項を満たさないおそれがあると認められる場合は、乙に対してその旨を通知する。
- 3 前項の場合において、乙は、甲に協議を申し入れることができる。
- 4 乙は、第2項に規定する通知を受けたときは、自らの責任及び費用負担において運営・維持管理マニュアルを変更し、再度、甲の確認を受けなければならない。

(本施設の運営体制の確認等)

第29条 乙は、前条に規定する運営・維持管理マニュアルに基づき、本施設の運営に必要な有資格者その他の人材を確保し、かつ、本施設の運営及び維持管理に必要な研修等を行わなければならない。

- 2 乙は、前項に規定する研修等を完了し、かつ、本契約、募集要項等及び事業提案書に従い本施設を運営することが可能となったときは、甲に対してその旨を通知し、甲の確認を得なければならない。
- 3 甲は、乙から前項に規定する通知を受けた場合、本施設の運営及び維持管理の体制を確認するため、乙に予め通知の上、本施設内に立ち入り調査し、乙に報告を求めることができる。なお、乙は、甲による調査に最大限協力しなければならない。甲は、本項の規定に基づく確認の結果、本施設の運営又は維持管理の体制が、関係法令等、本契約、募集要項等及び事業提案書に基づく条件を満たしていないと判断したときは、乙に対して、相当な期間を定めて改善措置を講ずることを理由を付して命ずることができる。この場合において、甲は、乙に対して確認のために必要な行為、作業等を求めることができる。
- 4 前項の場合において、乙は、甲に協議を申し入れることができる。
- 5 乙は、第3項に規定する甲の立ち入り調査への協力を行うとともに、甲に対する報告に要する費用を負担する。

(第三者への委任等)

第30条 乙は、本施設を運営及び維持管理するに当たり、事前に甲に通知し、その承諾を得た場合に限り、本施設の運営及び維持管理業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。但し、委任される者又は請け負う者が構成員又は協力事業者の場合に限り、事前の通知により、これを行わせることができる。

- 2 乙は、前項の規定により第三者へ委任し、又は請け負わせた場合において、本施設の運営及び維持管理について当該第三者が再委任し、又は下請負人を使用するときは、甲に対して事前にその旨を通知しなければならない。
- 3 前2項の規定に基づく委任、再委任、請負及び下請負人の使用は、全て乙の責任において行

い、これらの者の責に帰すべき事由は当然に乙の責に帰すべき事由とみなす。

4 乙は、委任、再委任、請負及び下請負人を変更する場合、前3項の規定に従う。

(遵守事項)

第31条 乙は、運営期間を通じて、要求水準書を遵守し、本事業を遂行しなければならない。

2 乙は、運営期間を通じて、乙の費用負担において、運営・維持管理マニュアルに定められた本施設の運転方法等を遵守しなければならない。

3 乙は、運営期間を通じて、善良なる管理者の注意義務をもって、本施設の運営及び維持管理業務並びにこれらの業務に附帯する業務を実施しなければならない。

4 乙は、運営期間を通じて、本契約上の義務を誠実に履行し、甲が乙の本契約上の義務の不履行があることを合理的に確認した場合には、第51条の規定に従う。

(労働安全衛生管理)

第32条 乙は、本施設の運営期間を通じて、関係法令等を遵守し、募集要項等に基づき、労働安全衛生管理に努めなければならない。

(運営期間中における第三者に及ぼした損害)

第33条 乙は、本施設の運営により乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を及ぼした場合、当該損害を当該第三者に対して賠償しなければならない。但し、当該損害のうち募集要項等により甲が指示した条件、要求水準書に定める基準値、仕様等を遵守したにも拘わらず、賠償を要することとなった場合及び乙の責めに帰さない事由により生じた損害については、甲・乙協議して当該第三者に対して損害を賠償する（但し、不可抗力による場合には、第9章の規定に従う）。

(インフラ設備の確保)

第34条 乙は、自らの責任と費用において、計画区域への進入路及び募集要項等に従い本施設の運営及び維持管理を行うために必要な電力、上水、電話の確保を行う。

## 第2節 処理対象物の受入れ

(処理対象物の受入れ及び管理)

第35条 乙は、本施設に搬入された処理対象物について、計量を行う。

2 本施設の日あたりの処理能力を超える処理対象物が本施設に搬入される場合、乙は、受入ピット等の受入設備において受入可能な量に達するまでこれを受け入れなければならないが、かかる受入設備において受入可能な量を超える処理対象物に限り、受入を拒否できる。この場合、乙は予め甲の承諾を受けるものとする。但し、災害等の不可抗力の発生その他やむを得ない事由がある場合には、乙は、受入設備において受入可能な量を超える処理対象物についても、本施設において受入可能な限り受け入れるよう最大限の努力を行う。

3 乙は、処理対象物について目視検査を行い、廃棄物等に含まれる処理不適物については、事業提案書の提案内容に従った排除を行い、廃棄物等に含まれる処理不適物については可能な限り排除してこれを専用の貯留・保管設備に搬入する。

4 法令等の変更に伴い処理対象物に関して変更等があった場合、当該処理対象物の変更に伴う追加処理費用については、第66条第3項の規定に従う。

(持込資源についての伝票発行業務等)

第36条 乙は、本施設に搬入された処理対象物について計量を行った後に、料金徴収の伝票を甲

に代行して発行する。

- 2 乙は、本施設に搬入された処理対象物の処理料金に関し、甲が抽出した督促対象者に対して、甲に代行して督促状を発送し、その発送状況を報告する。

### 第3節 副生成物の有効利用及び最終処分

(副生成物の最終処分)

第37条 乙は、副生成物については、要求水準書及び関係法令等の規定に従い、自らの責任と費用において有効利用又は最終処分を行う。

- 2 乙は、甲の要求に応じ、副生成物のうち、有効利用するものについては有効利用用途、有効利用量、各種の検査データ等を、最終処分するものについては最終処分量、各種の検査データ等を第43条第1項に基づく運営・維持管理報告書において報告しなければならない。

(処理不適物の最終処分)

第38条 乙は、処理不適物の貯留、一時保管及び最終処分場への搬入を乙の責任と費用において行う。

(副生成物売却先企業等)

第39条 乙は、本施設において生じた副生成物について、運営期間を通じて買い取り等を行う売却先企業等を確保しなければならない。

### 第4節 施設の運営管理等

(年間維持管理計画書等)

第40条 乙は、甲に対し、毎事業年度の開始の30日前に、本施設の維持管理の内容を記載した年間維持管理計画書を提出し、甲の確認を受ける。

- 2 年間維持管理計画書の記載事項は、甲と乙の協議の上、定める。
- 3 乙は、工事開始日までに、本施設の長期修繕更新計画書を作成し、甲の確認を受ける。

(本施設の運営及び維持管理)

第41条 乙は、本事業を滞りなく遂行できるように、運営・維持管理マニュアル及び年間維持管理計画書に従った本施設の運営及び維持管理を行うとともに、その機能を維持するために必要となる改良等の適切な措置を講じなければならない。

- 2 前項に定めるほか、乙は、前条第3項に基づく長期修繕更新計画書に従い、本施設の修繕・更新を行わなければならない。

(運営状況の報告)

第42条 乙は、本施設の運営に関する日報及び週報を作成し、次条第1項に基づく運営・維持管理報告書とともに毎月甲に提出する。日報及び週報の記載事項は、甲が指定する。

(運営・維持管理報告書)

第43条 乙は、本施設の維持管理、修繕・更新及び運営について、毎月運営・維持管理報告書を作成し、翌月10日までに甲に提出する。

- 2 運営・維持管理報告書の記載事項は、甲と乙の協議の上、定める。

(緊急時の措置)

第44条 乙は、本施設に事故が発生した場合その他緊急の場合、施設の緊急停止を含む被害防止

措置を直ちに実施するとともに、的確な復旧措置を講じる。

- 2 乙は、前項に規定する事態が発生した場合、速やかに甲に連絡するとともに、周辺環境に影響が及ぶおそれがあるときは、甲と協議の上、調査しなければならない。その場合における費用負担については、甲と乙の協議により帰責事由を明らかにした上、定める。
- 3 乙は、第1項に規定する復旧措置を講じた場合、速やかに甲に連絡する。

(環境保全の管理)

第45条 乙は、環境保全関係法令を遵守し、周辺環境に影響を与えないよう本施設の運営を行う。環境保全関係法令を遵守できない場合には、乙の責任において、すみやかに本施設の改善を行う。

(計測管理)

第46条 乙は、運営期間中、別に定める計測管理を行う。なお、本施設の運営状況をより効率的に把握することが可能な計測管理項目等について乙と甲が合意した場合には、計測管理項目及び計測頻度を変更することができる。

- 2 乙は、前項に従って行った計測管理に基づく運転データを下に甲が指定した様式により記録を作成し、これを毎月10日に甲に提出する。
- 3 乙は、本施設に設置した情報公開設備及び乙が開設・運営する本施設のホームページにおいて、甲が指定する項目を、公表しなければならない。

(点検、検査等)

第47条 乙は、事業提案書に従い点検及び検査を行う。

- 2 乙は、本施設の維持管理に関する点検、検査及びその他の措置等の記録を作成し、運営期間終了まで保存し、契約終了時に甲に引き渡さなければならない。

(本施設見学者への対応)

第48条 乙は、甲が行う本施設の見学者への説明に協力し、見学者が安全に見学できるように配慮するなど、本施設の見学者の対応業務を支援する。

(その他附帯事業)

第49条 乙は、本施設の警備結果を記録し、毎月10日に、甲が指定した様式に基づく報告書を甲に提出する。

- 2 乙は、計画区域内の清掃及び除草の実施状況を記録し、毎月10日に、甲が指定した様式に基づく報告書を甲に提出する。

## 第5節 モニタリング

(本施設運営状況のモニタリング)

第50条 甲は、自らの費用負担において、乙が本施設を適切に運営していることを確認するため、運営期間中において以下の通りモニタリングを行い、第43条第1項に基づく運営・維持管理報告書受領後14日以内に、当該運営・維持管理報告書の対象となる月の業務状況につき乙に通知する。乙は甲が行うモニタリングにつき、甲の要請に応じて合理的な協力を行う。

- 2 甲は、前項に定めるもののほか、必要に応じて本施設へ立ち入り、自らの費用において、必要があると認める測定等を行うことができ、乙は、これに協力する。
- 3 甲は、前項に規定するモニタリング及び本施設への立会いの結果を公表することができる。

(業務不履行に関する手続)

第 51 条 前条に基づくモニタリングにより乙の業務不履行が確認された場合について、その手続は、別に定める。

(本施設の周辺環境モニタリング)

第 52 条 甲は、運営期間中、自らの費用において、本施設の運営による周辺環境への影響を把握するため、周辺環境モニタリングを実施でき、乙は、合理的な範囲でこれに協力しなければならない。

## 第 6 節 処理対象物受入制約時の対応

(緊急代替方策)

第 53 条 乙は、運営期間中、本施設の稼働停止、処理対象物処理能力の低下等の原因により、本施設において処理対象物が受入ピット等の貯留又は保管の容量を超えるおそれが生じた場合、速やかに甲に報告する。

- 2 乙は、前項に規定する報告を行った場合、容量を超えた処理対象物を処理できる代替方策(以下「緊急代替処理方策」という。)を策定し、甲の確認を受ける。この場合、甲は、乙が行う緊急代替処理方策の策定に協力する。
- 3 乙は、前項に規定する場合、甲の確認した緊急代替処理方策を遅滞なく実行する。

(処理対象物受入制約時の費用負担)

第 54 条 乙は、自らの責めに帰すべき事由(第 68 条第 1 項に規定される不可抗力に至らない事象を含む)により、本施設の稼働停止、処理対象物処理能力低下等の事態が生じた場合、その責任を負う。この場合、当該稼働停止、処理対象物処理能力低下等の事態の継続中においても、甲は、サービス対価を支払うものとし、乙は、緊急代替処理に要する費用及び施設の運転再開のための修理費等の追加費用を全て負担する。

- 2 甲は、自らの責めに帰すべき事由により、本施設の稼働停止、処理対象物処理能力低下等の事態が生じた場合、本施設の稼働停止、処理対象物処理能力の低下等の期間中、サービス対価を支払い、かつ、緊急代替処理に要する費用及び施設の運転再開のための修理費等の合理的費用を負担する。
- 3 甲は、不可抗力により、本施設の稼働停止、処理対象物処理能力低下等の事態が生じた場合、本施設の稼働停止、処理対象物処理能力の低下等の期間中、サービス対価を支払う。緊急代替処理に要する費用及び施設の運転再開のための修理費等の費用の負担については、別に定める。

## 第 4 章 サービス対価の支払等

(サービス対価)

第 55 条 甲は、運営期間において甲・乙協議の上別に定めるサービス対価の支払方法の定めに従い算定される金額を、サービス対価として、乙に支払う。

- 2 甲は、前項の規定にかかわらず、サービス対価について、第 51 条の規定により減額できる。
- 3 前 2 項の規定に関わらず、乙に業務不履行があった場合に、甲に前項に基づく減額を超える損害が発生した場合、甲は当該超過損害について乙に賠償請求することができる。

(サービス対価の支払等)

第 56 条 甲は、乙に対して、乙の業務遂行の対価として、次条第 5 項に規定する請求に基づき、当該請求書を受領した日から 30 日以内（以下「支払期限日」という。）に、第 51 条の規定に基づき減額される場合を除き、サービス対価を支払わなければならない。

2 乙は、前項の規定によるサービス対価の支払が遅れた場合においては、支払期限日の翌日（同日を含む。）から当該支払の完了した日（同日を含む。）までの期間の日数に応じ、年 3.4% の割合で計算した遅延損害金の支払を甲に請求することができる。この場合の計算方法は、年 365 日の日割計算とする。

（請求の手順）

第 57 条 乙は、四半期毎に当該四半期の終了後 10 日以内に、第 42 条に規定する日報及び週報並びに第 43 条第 1 項に基づく運営・維持管理報告書を基に当該四半期における乙の実績について記載した四半期報告書を作成し、甲の承諾を受ける。

2 甲は、前項の規定により四半期報告書の提出を受けた場合、承諾するときはその旨を、承諾しないときはその内容を、四半期報告書の提出を受けた日から 14 日以内に乙に通知する。

3 前項の規定の場合、乙は、甲が承諾しなかった四半期報告書及び承諾用資料を改訂して再提出する。但し、乙は、当該四半期報告書が承諾されなかったことについて、異議を申し立てることができる。

4 乙は、当該四半期報告書が承諾されなかった場合、指摘事項を踏まえて四半期報告書の補足、修正又は変更を行う。この場合、乙は、補足、修正又は変更を経た四半期報告書につき、改めて甲の承諾を受けなければならない。

5 乙は、甲の四半期報告書の承諾を得た後、これに基づいたサービス対価の請求書を作成し、甲に請求する。

（サービス対価の見直し）

第 58 条 甲及び乙は、別に定めるサービス対価の算出方法で考慮されていない変動要素が生じた場合及び算出方法の前提条件とは異なる事態が生じた場合には、協議を行い、算出方法の見直しを検討する。

2 前項の協議は、甲又は乙からの申し入れにより実施し、双方誠意をもって協議を行う。

## 第 5 章 契約保証

（契約保証）

第 59 条 乙は、契約金額（建設工事に係る部分に限る。）の 100 分の 10 に相当する金額の契約保証金を、工事開始予定日前までに甲に対して納付する。但し、乙は、かかる契約保証金の納付に代えて、契約保証金額に相当する国債証券、地方債証券、若しくは銀行又は市指定金融機関の保証を差し入れることができる。

2 甲は、乙が契約金額（建設工事に係る部分に限る。）の 100 分の 10 に相当する額を建設期間における保険金額とし、甲又は乙を被保険者とする履行保証保険の保険証券の写しを工事開始予定日前までに、甲に提出した場合、契約保証金の納付に代わる担保を提供したものとみなす。なお、乙は、自らを被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合には、保険金請求権の上に、第 1 条第 5 項第（2）号に基づく違約金支払請求権を被担保債権として、甲を第一順位とする質権を設定する。かかる質権設定の費用は乙が負担する。

3 乙は、運営期間中においては、契約保証金を納付する必要はない。



## 第6章 契約の終了

### 第1節 契約の終了又は解除

(事業期間)

第60条 本契約は、契約締結日からその効力を生じ、平成37年3月31日をもって効力を失う。ただし、本事業の延長が必要となった場合は、本事業の終了日の36ヶ月前に、甲と乙は本事業の延長について協議を開始する。本事業の終了日の24ヶ月前までに、甲・乙が合意した場合は、合意された内容に基づき本事業は延長される。ただし、本事業の延長に係る協議において、甲と乙の合意が、本事業の終了日の24ヶ月前までに成立しない場合は、本事業は終了するものとする。

(本契約の解除)

第61条 本契約の解除事由及び本契約の解除に伴う措置については、別に定める。

### 第2節 本契約の終了に伴う措置

(本事業終了に際しての処置)

第62条 乙は、本契約が終了した場合（本契約が解除された場合を含む。）において、計画区域又は本施設内に乙が所有又は管理する工事材料、建設・業務機械器具、仮設物その他のもの（以下「当該器材等」という。）を自らの費用負担により撤去し、本施設を甲に引渡す。

2 甲は、第1項に規定する場合、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該器材等の処置を実施しないときは、乙に代わって当該器材等を処分し、計画区域又は本施設の修復、片付けその他適当な処置を行うことができる。この場合、乙は、必要な費用を負担する。

(性能保証)

第63条 前条第1項に基づく本施設の引渡後、乙は、本施設が第22条第2項第(5)号に定める性能要件を充足することについて保証し、本契約締結後直ちに別紙4の内容の保証書を差し入れなければならない。

2 前項に基づく性能保証の保証期間は、本施設の引渡後1年間とする。

3 前2項の規定は、工事完工日以降、運営期間満了前に本契約が解除により終了した場合に準用し、本契約が解除された場合、乙は、前3項に準じた内容の保証書を甲に差し入れる。

(乙による協力及び教育訓練)

第64条 乙は、本契約が終了した場合、本施設の引渡時及び引渡後において、甲が本施設を継続して使用できるよう、適宜本施設の運営及び維持管理に関する記録、要領、申し送り事項その他資料を提供するほか、本契約終了後本施設の運営を行う者に対して、本施設の運営及び維持管理につき必要な教育訓練を行う。

2 前項の規定は、工事完工日以降、運営期間満了前に本契約が解除により終了した場合に準用する。

## 第7章 保 険

(保険)

第 65 条 乙は、本施設の建設に関連する損失や損害に備えて、別に定める種類及び内容の保険を、建設時に自らの責任と費用において付保し、保険契約締結後速やかに当該保険証券の写しを甲に提出しなければならない。

2 乙は、本施設の運営に関連する損失や損害に備えて、別に定める種類及び内容の保険を、運営・維持管理時に自らの責任と費用において付保し、保険契約締結後又は更新後速やかに当該保険証券の写しを甲に提出しなければならない。

## 第 8 章 法令等の変更

(法令等の変更にかかる負担)

第 66 条 乙は、本契約の締結日以降、法令等が変更されたことにより本契約に係る自らの義務の履行ができなくなった場合、速やかにその内容詳細を記載して甲に通知しなければならない。この場合、乙は、法令等の変更が発生した日以降、当該法令等の変更により履行ができなくなった義務について、本契約に基づく履行義務を免れる。但し、甲及び乙は、法令等の変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努めなければならない。なお、甲は、サービス対価の支払いにおいて、乙が履行義務を免れた義務について、乙が当該免除によって免れた費用を控除し、乙が実際に行ったその他の業者内容に応じたサービス対価の支払いをすることができる。

2 乙は、本契約の締結日以降、法令等が変更されたことにより、本件工事、運営及び維持管理業務に関して合理的な追加費用が発生した場合、甲に対して当該法令等の変更に伴う費用の詳細を報告し、追加費用の負担方法等について最長 60 日甲と協議することができる。かかる協議が調わない場合、別に定める負担割合に応じて費用を負担する。甲及び乙は、法令等の変更によりサービス対価の減額が合理的と認められる場合、サービス対価を変更し、支払方法については協議の上決定する。

3 甲は、前項に規定する法令等の変更により事業の継続が不能となった場合又は過分の追加費用を要することとなった場合、本契約を終了することができる。この場合の手続きは、別に定める。

## 第 9 章 不可抗力

(不可抗力)

第 67 条 甲及び乙は、不可抗力により本契約に係る自らの義務の履行ができなくなった場合、速やかにその内容詳細を記載して相手方に通知しなければならない。この場合、甲は、乙との協議により通知の内容について、確認した結果、不可抗力が認められたときは、乙は、不可抗力が発生した日以降、不可抗力により履行ができなくなった義務について、本契約に基づく履行義務を免れる。但し、甲及び乙は、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努めなければならない。なお、甲は、サービス対価の支払いにおいて、乙が履行義務を免れた義務について、乙が当該免除によって免れた費用を控除し、乙が実際に行ったその他の業者内容に応じたサービス対価の支払いをすることができる。

2 不可抗力により、本件工事、維持管理・運營業務に関して合理的な追加費用が発生した場合、乙は、追加費用の負担方法等について最長 60 日甲と協議することができる。かかる協議が調わない場合、別に定める負担割合に応じて費用を負担する。

3 不可抗力により本事業に関して第三者に損害を及ぼした場合、乙は追加費用の負担方法等に

ついて最長 60 日甲と協議することができる。かかる協議が調わない場合、別に定める負担割合に応じて費用を負担する。なお、かかる損害について、甲又は乙が付保した保険により填補される部分がある場合には、甲及び乙は、当該損害額から当該保険により填補された金額を控除した金額につき、別に定める負担割合に応じて当該損害を負担する。

- 4 甲は、前項に規定する不可抗力により事業の継続が不能となった場合又は過分の追加費用を要することとなった場合、本契約を終了することができる。この場合の手続きは、別に定める。

(不可抗力に至らない事象)

第 68 条 甲及び乙の双方についてその責に帰すべき事由のない事象であって、不可抗力に至らない事象（乙に通常予見可能で、かつ同種の業務を行う事業者通常要求される最高の注意義務に基づき対策をとるべき事象であって、甲及び乙に帰責事由のない風水害等の事象を含むがこれに限られない。）により、本件施設について、設計図書に従い建設若しくは工事ができなくなった場合、又は要求水準書で提示された条件に従って維持管理・運営業務の遂行ができなくなった場合、乙は、直ちにこれを甲に通知する。

- 2 甲は、前項の通知を受けた場合、当該事象による本事業への影響を除去するために必要な猶予期間を、乙と協議の上、決定する。但し、前項の通知受領後 14 日以内に乙との協議が調わない場合、甲は、合理的な猶予期間を決定して乙に通知する。乙は、かかる決定に従い、猶予期間中に当該事象によって本事業に生じた影響を治癒する。

- 3 前項に基づく治癒義務を除き、当該事業によって設計図書に従い建設若しくは工事ができなくなった場合、又は要求水準書で提示された条件に従って維持管理・運営業務の遂行ができなくなった場合、その業務について、前項に基づき決定された猶予期間中に限り、乙はその履行義務を免れる。但し、前項に基づき乙が行う治癒に要する費用、当該事象によって発生した増加費用又は乙に発生した損害は、全て乙の負担とする。なお、甲は、サービス対価の支払いにおいて、乙が履行義務を免れた業務について、乙が当該免除によって免れた費用を控除し、乙が実際に行ったその他の業務の内容に応じたサービス対価の支払いをすることができる。

- 4 第 2 項に基づき決定された猶予期間経過後、乙に、前項に基づき履行義務を免除されていた業務について不履行があった場合、乙は、第 1 項の通知にかかる事象をもって、自己に帰責性がない旨の抗弁とすることはできない。

## 第 11 章 その他

(秘密保持)

第 69 条 甲及び乙は、本契約の交渉、作成、締結、実施を通じて開示を受けた相手方（本条において以下「情報開示者」という。）の営業上及び技術上の知識及び経験、資料、数値その他全ての情報であって、情報開示者が開示の時点において秘密として管理している複製物を含む情報（以下「秘密情報」という。）を、本契約上の義務の履行以外の目的に使用してはならず、また第三者に開示してはならない。ただし、情報開示者の承諾を受けた場合は、この限りでない。

- 2 以下の各号に該当する情報は、秘密情報に該当しない。

- (1) 情報開示者から提供を受ける前に保有している情報
- (2) 第三者から正当に入手した情報
- (3) 情報開示者から提供を受けた情報によらず独自に開発した情報
- (4) 本条に定める秘密保持義務に違反することなく既に公知となった情報

3 本条に定める秘密保持義務は、本契約の終了後も5年間その効力を有する。

(財務書類の提出)

第70条 乙は、契約締結日以降、本契約の終了に至るまで、事業年度の最終日より3ヶ月以内に、商法上の大会社に準じた公認会計士の監査済財務書類（商法（明治32年法律第48号）第281条による貸借対照表、損益計算書、営業報告書、利益の処分又は損失の処理に関する議案及びその附属明細書をいう。）を甲に提出し、かつ、甲に対して監査報告及び年間業務報告を行う。なお、甲は当該監査済財務書類を公開することができる。

(準拠法)

第71条 本契約は、日本国の法令等に準拠するものとし、日本国の法令等に従って解釈する。

(管轄裁判所)

第72条 本契約に関する紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(解釈)

第73条 本契約の各条項等の解釈について疑義を生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、甲と乙の協議の上、互いに誠意をもってこれを定める。

2 本契約、基本協定及び募集要項等の間に齟齬がある場合、本契約、基本協定、募集要項に対する質問及び回答書、募集要項、要求水準書、実施要領の順にその解釈が優先する。

(特許権等の使用)

第74条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令等に基づき保護されている第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する全ての責任を負わなければならない。

(著作権)

第75条 乙から提出される図書類について、その著作権は乙に所属し、甲は、事前に乙に通知することにより、自己及び甲構成市町村のために限り無償にてこれを利用することができる。

(雑則)

第76条 本契約並びにこれに基づき締結される全ての合意に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び契約終了告知・解約等は、書面により行わなければならない。

2 本契約の履行に関して甲と乙の間で用いる計量単位は、募集要項等及び事業提案書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによる。

3 契約期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。

4 本契約の履行に関して用いる時刻は、日本標準時とする。

5 本契約において「確認」とは、当事者の一方が相手方に書類の提出等をした場合、相手方が受領の押印し、了承することをいう。但し、当事者の一方は、確認を理由として何ら責任を負担するものではない。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 19 年 4 月 ● 日

甲

神奈川県三浦市三崎 5 丁目 245 番地 7  
三浦地域資源ユーズ株式会社  
代表取締役社長 杉浦 壽久

乙

別紙1 実施設計図書

乙は、以下に示す実施設計図書を各2部甲に提出すること。

(1) プラント工事関係

- ① 工事仕様書
- ② 設計図
- ③ 計算書
- ④ 工事積算内訳書
- ⑤ 工事工程表

(2) 建築工事関係

- ① 建築意匠設計図
- ② 建築構造設計図
- ③ 電気設備設計図
- ④ 機械設備設計図
- ⑤ 外構設計図
- ⑥ 透視図（パース図）
- ⑦ 各工事仕様書
- ⑧ 各工事計算書
- ⑨ 工事積算内訳書
- ⑩ 建設工事工程表

## 別紙 2 施工計画書

乙は、以下に示す施工計画書を各 2 部甲に提出すること。

- (1) 工事概要
- (2) 工事工程表（詳細版）
- (3) 現場組織表
- (4) 安全管理計画書
- (5) 主要資材リスト
- (6) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地を含む）説明書
- (7) 施工管理計画書
- (8) 緊急時の体制及び対応説明書
- (9) 交通管理計画書
- (10) 環境保全計画書
- (11) 現場作業環境管理計画書
- (12) その他

### 別紙 3 完成図書

乙は、本施設の完成に際して以下に示す完成図書を各 1 部甲に提出すること。

- (1) 竣工図 (A1 版)
- (2) 竣工図縮小版 (A3 版)
- (3) 竣工原図 (C D)
- (4) 取扱い説明書
- (5) 運転管理要領書
- (6) 設備機器台帳
- (7) 試運転報告書
- (8) 性能試験報告書
- (9) 単体機器試験成績書
- (10) 工事記録写真集及び竣工写真集
- (11) その他各種届出書及び許可書
- (12) その他甲が指示するもの



## 別紙 4 保証書

三浦地域資源ユーズ株式会社 殿

### 施設の性能に関する保証書（案）

（選定事業者）（以下「乙」という。）は、（仮称）三浦バイオマスセンター施設の整備・運営事業（以下「本件事業」という。）に関連して、乙が三浦地域資源ユーズ株式会社（以下「甲」という。）との間で平成●年●月●日付で締結した「（仮称）三浦バイオマスセンター施設の整備・運営事業 事業契約書」（以下「事業契約」という。）に基づいて、本施設の性能要件について以下の条件に従って保証する。なお、本保証書において用いられる用語は、本保証書において特に定義されたものを除き、事業契約において定められるものと同様の意味を有する。

#### （性能保証）

- 第 1 条 乙及び保証人は、事業契約第 64 条第 1 項に基づき、事業契約第 63 条第 1 項に基づく本施設の引渡完了後、本施設が事業契約第 23 条第 2 項第 (5) 号に定める性能保証事項（以下「性能要件」という。）を充足することについて保証する。
- 2 本保証書に基づく性能保証の有効期間は、事業契約第 63 条第 1 項に基づく本施設の引渡完了日から 1 年間（以下かかる期間を「性能保証期間」という。）とする。

#### （保証の履行）

- 第 2 条 性能保証期間中、本施設が性能要件を充足していない場合、甲は直ちに乙及び保証人にこれを通知する。
- 2 乙及び保証人は、前項に基づく通知後、直ちに甲の指示に従い、本施設について性能要件を充足させるために必要な補修を自らの費用負担において行う。甲及び乙は、性能保証期間が満了し、かつ補修費用総額が確定した後、第 4 項の規定に従って費用の精算を行う。
- 3 甲は、前項の補修に代え、自ら又は第三者をして本施設の補修を行うことができる。なお、第三者をして本施設の補修を行わせる場合には、甲は、事前に甲が定める合理的な期間乙及び保証人との間で協議を行うことができる。甲及び乙は、性能保証期間が満了し、かつ補修費用総額が確定した後、第 4 項の規定に従って費用の精算を行う。
- 4 性能保証期間中に発生した性能要件の未充足を原因として、乙と保証人及び甲が支出した前 2 項に基づく補修費用の総額並びにその他甲に発生した損害の合計額のうち、別に定めた機械設備の 1 年間の維持管理費相当額までは甲の負担とし、これを超える部分については、乙負担する。

#### （免責）

- 第 3 条 乙は、前条第 1 項の通知を受けた場合、本施設の性能要件未充足が、甲又は甲の委託を受けて本施設の運営を行う者の故意又は重過失を原因とすることを甲に対して証明した場合に限り、当該性能要件未充足について前条の義務を免れることができる。
- 2 前項の規定に拘わらず、乙及び保証人は、前条第 1 項の通知を受けた場合、本施設の性能要件未充足が、不可抗力を原因とすることを甲に対して証明した場合、当該性能要件未充足を原因として保証人及び甲が前条第 1 項及び第 2 項に基づく補修費用並びにその他甲に発生した損害の負担方法等について、最長 60 日甲と協議することができる。かかる協議が整わない場合、別に定めた機械設備の 1 年間の維持管理費相当額の 100 分の 1 に至るまでは乙が負担し、

これを超える額については甲が負担する。

(解約)

第4条 乙は、本保証を解約することができない。

(事業契約解除の場合の保証差入義務)

第5条 事業契約が工事完工日以降、運営期間満了前に解除された場合、乙は、当該解除の時点での本施設の状況に鑑み、甲が合理的に指定する、本保証書に準じた内容の保証書を差し入れなければならない。

(管轄裁判所)

第6条 本保証に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(準拠法)

第7条 本保証は、日本国の法令に準拠し、これによって解釈される。

以上の証として本保証書を1通作成し、乙はこれに署名し、本保証書原本を甲に差し入れ、写しを各自保有する。

平成●年●月●日

(乙)